

岡山県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

【令和 5 年 3 月 30 日条例 3 号】

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第 3 条 法第 89 条第 2 項の規定による手数料は、無料とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用について、別表に定める額を負担しなければならない。ただし、実施機関は、公益又は公共の利益のため必要があると認めるときは、当該実費を免除し、又は減額することができる。

(個人情報保護審査会への諮問)

第 4 条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する岡山県市町村総合事務組合個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 実施機関における個人情報保護制度の運用状況についての意見を聴こうとする場合

(審査会)

第 5 条 次に掲げる事務を行うため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定により、組合に、岡山県市町村総合事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び岡山県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年岡山県市町村総合事務組合条例第 4 号）第 45 条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 前条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、3 人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、優れた識見を有する者のうちから管理者が任命する。

4 委員の任期は 3 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第 6 条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(重要施策の立案及び実施に係る諮問)

第 7 条 実施機関は、個人情報の保護に関する重要施策の立案及び実施に当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の廃止)

- 2 岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例(平成 27 年条例第 7 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第 10 条の規定による職務上又は業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前項の規定の施行前において旧条例第 9 条第 2 項の受託業務に従事していた者
別表（第 3 条関係）

区 分	金 額
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	片面 1 枚につき 10 円
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	片面 1 枚につき 50 円

備考 1 公文書の写しを交付する場合は、日本産業規格 A 列 3 番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

2 写しの送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。